

令和7年度税制改正意見

国 税 庁

令和6年5月

一覧表

一連番号	項目名	担当課室				
		個 課 法	人 税 人	課 総 課	税 括 税	課 課 課
1						
2		個	人	課	税	課
3	一定の資本関係がある法人間で行われる取引に係る課税の適正化	法	人	課	税	課
4	解散の場合の期限切れ欠損金の損金算入制度の見直し	調 課 法	税 人	査 総 課	括 税	課 課 課
5	外国子会社合算税制(租税負担割合の計算方法)の適正化	調 法	人	査 課	税	課 課
6	国外所在情報の収集について	課 調 企	税	査 画	括	課 課 課
7	暗号資産等の差押手続の整備	徴		収		課
8	事業者のデジタル化促進のための所要の措置	デ ジ タ ル 化 ・ 企 業 課	税	業 務 改 革 ・ 画 総 括		室 課 課
9	経済のデジタル化を踏まえた報酬・料金調書の対象拡充	企 業 課 法	デ ジ タ ル 税 人 人	画 ・ 業 務 改 革 ・ 総 括 税 税		課 室 課 課 課
10	以前提出した納税申告書等の提出年月日等の記載が必要な申請書等の記載事項の見直し	総 課 課 法 消 相	税 人 産 人 互	務 務 課 課 課 協	括 税 税 税 課	課 課 課 課 室 室
11	申請等に係る添付書面等の電子提出の利用促進	デ ジ タ ル 化 ・ 企 業 課		業 務 改 革 ・ 画 総 括		室
12	生命保険料控除等の添付書類の見直し	個 企	人	課 画	税	課 課
13	法人税申告書別表等(明細記載を要する部分)のGSV形式の対象拡充	法 デ ジ タ ル 化 ・ 企 業 課	人	課 ・ 業 務 改 革 ・ 画 総 括	税	課 室
14	国税通則法上の犯則調査手続のデジタル化	査 酒 消		察 税 費	税	課 課 室
15	報告金融機関等による国際基準に沿った本人確認(CRS関係)	国 際 業 務				課
16	居住者・非居住者の判定の見直し	個 人	課	税	課	課
17		個 人	課	税	課	課
18	措置法40条の非課税承認の取消しの申請制度の創設	資 産	課	税	課	課
19	収益事業に係る課税の適正化	法 人	課	税	課	課
20	減価償却資産の範囲及び償却方法の見直し	法 人	課	税	課	課
21	非適格合併等により移転を受ける資産等の調整勘定の損金算入等の明確化について	審 法 調	人	理 課 査	税	室 課 課
22	差押財産に係る任意売却手続の整備	徴		収		課
23	配当計算書謄本発送期限の延長	徴		収		課
24	独立企業間価格の算定手法である取引単位営業利益法の拡充(営業資産営業利益率(ROA)の追加)	調 法	人	査 課	税	課 課
25	法人税申告書別表17(4)(国外関連者に関する明細書)の記載事項の拡充(措置規則22の10③改正)	調 法	人	査 課	税	課 課
26	外国子会社合算税制(適用対象金額の計算における法人所得税額の取扱い)の適正化	調 法	人	査 課	税	課 課
27	外国子会社合算税制(適用対象金額等の計算における子会社配当等に係る源泉税の取扱い)の適正化	調 法	人	査 課	税	課 課

1	[Redacted]
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	[Redacted]
課題	[Redacted]
改正意見	[Redacted]

2	[Redacted]
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	[Redacted]
課題	[Redacted]
改正意見	[Redacted]

<p>3</p>	<p>一定の資本関係がある法人間で行われる取引に係る課税の適正化</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>法人税法上、一定の資本関係がある法人間で取引を行った場合には、通常とは別の要件による課税や、一定の課税の減免等の特例を受けることが可能となっている。例えば、剰余金の配当は、受取配当の元本となる株式等の保有形態により、益金が一部（完全子会社株式であれば、全部）不算入となる（法法 23）。また、適格組織再編成税制の適用にあたって、その要件の一部が緩和されている（法法 2）。</p> <p>また、我が国が締結した租税条約の多くは親子間配当の課税を減免しているが、このうち、損金に算入された配当について減免しないこととしているのは一部の条約（日英租税条約 10⑤等）に限られている。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税法上、一定の要件を満たす場合には、その支払う配当について損金算入が認められる制度が設けられている。 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] ■ なお、これまでも累次にわたり、課税要件の適正化が行われてきているが、そうした制度の間隙を縫って悪用している事例も認められる。 ・ 法人税法上、適格組織再編成税制の適用を受けた場合には、資産負債が簿価で移転等するとともに、支配関係が一定期間ある場合には、繰越欠損金を引き継ぐことができる。一定の資本関係がある場合には、適格組織再編成税制の適用要件が緩和されるところ、組織再編成を行う経済合理的な理由がないにも関わらず、組織再編成税制を適用し、繰越欠損金を引き継いでいる事例が把握されている。 ・ 上記のほか、一定の資本関係がある法人間で行われる取引について課税上の問題がある事例が散見されている。
<p>改正意見</p>	<p>一定の資本関係がある法人間で行われる取引に係る課税に関して、近年、税務調査等において把握した事例を踏まえ、租税条約の改正を含め、租税回避等が疑われる事例についての対応策を講ずる。</p>

6	国外所在情報の収集について
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問検査権に係る規定等（国税通則法 74 条の 2 等）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務調査において、関連資料が国外に所在する情報等（以下「国外所在情報」）については、執行管轄権の制約により反面調査を行うことができず、課税関係の判断に必要な事実関係の収集に苦慮するケースが存在。 ・ なお、諸外国では、例えば、サモンズ（米国）、情報入手に係る協力義務（ドイツ）、情報提出要請及び証拠排除措置（オーストラリア）など、国外所在情報を収集するための規定を有する国も存在する。
改正意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件、手続等を具体化した上で、居住者・内国法人に対して国外所在情報の提出を求めるための規定及びその実効性担保措置を設ける。併せて、現行制度で対応困難な検査忌避行為等に対応するための見直し等を行う。

7	暗号資産等の差押手続の整備
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>① 暗号資産等のブロックチェーン技術に表章される財産については、国税徴収法上、「第三債務者等のない無体財産権」に該当する（徴法 72①）。</p> <p>② 「第三債務者等のない無体財産権」の差押えの効力は滞納者に差押書が送達された時に生じ、その権利の移転につき登記を要するものを差し押さえた時は、関係機関に登記を囑託しなければならない（徴法 72②③）。</p> <p>③ 差し押さえた「第三債務者等のない無体財産権」については、公売等により換価しなければならない（徴法 89①、94）</p>
課題	<p>暗号資産等の差押えについては、その保全（処分禁止）に当たって、ブロックチェーン上の名義の書き換えを防止する措置が必要であるが、現在、具体的な方法及びその法的根拠について必ずしも明確となっていない。</p>
改正意見	<p>ブロックチェーン技術に表章される財産権等に係る没収保全手続等と同様に、</p> <p>① 当該財産権等について国税当局に移転を求める権限について明文化し、</p> <p>② その財産権等の移転について、公売等による換価までの国税当局における受入れ体制を整備し、</p> <p>③ 上記①の移転の求めに応じない場合は、現行の国税徴収法に規定する罰則の対象となる旨を明確化する。</p>

8	事業者のデジタル化促進のための所要の措置
現行制度 ※ 根拠条文を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の業務とそのデジタル化に関連して、例えば電子帳簿保存法において「電子帳簿等保存」「スキャナ保存」「電子取引データ保存」が規定されている（電子帳簿保存法4、5、7）。 青色申告特別控除では、55万円の青色申告特別控除の要件に該当した上で、電子申告を行うか一定の電子帳簿の要件を満たした帳簿を保存した場合には65万円の控除が受けられることになっている（租税特別措置法25条の2④二）。 大法人の行う法人税、消費税の申告は電子申告により行うこととされている（法人税法75条の4等）。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、「IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する」とされており、事業者の取引全体のデジタル化や会計・デジタル化を強力に推進することは政府全体として取り組む重要な課題の一つとされている。 こうしたことから、国税庁としては、電子申告の推進等を含む税務手続のデジタル化のみならず、事業者の取引のデジタル化の促進にも取組むこととしている。令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023—」では、電子申告の推進はもとより、「社会全体のDX推進」にも貢献する観点から「事業者のデジタル化促進」を主要な取組として位置付け、デジタル関係施策の周知・広報や他省庁と連携・協力したデジタルインボイスの普及、事業者のデジタル化を支援する施策の広報等を行っている。 他方で、電子申告の更なる推進やデジタルインボイスの普及を始めとした事業者の取引のデジタル化については、様々な課題があるため、予算・税制を含む様々な政策ツールによりその推進を図る必要がある。
改正意見	<ul style="list-style-type: none"> 上記の課題に沿って、電子申告の更なる推進や事業者のデジタル化促進に必要な税制上の措置を設ける。

<p>9</p>	<p>経済のデジタル化を踏まえた報酬・料金調書の対象拡充</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>居住者又は内国法人に対し、国内において、所得税法第204条第1項各号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬、料金等の支払をする者は、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、当該支払に関する調書を税務署長に提出しなければならないこととされている（所法225③）。</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、経済社会のデジタル化により、プラットフォーム事業者を活用した副業やフリーランス、アフィリエイトなどの働き方・収入形態の多様化が進展しているほか、ICT関係業種のニーズが一層高まっているなどの環境変化が生じている。 ・ 国際的に見れば、OECDにおいては、デジタルプラットフォームの情報申告に係るモデルルールが採択され、EUのDAC7などの各国法制が整えられ、非居住者情報の交換などの対応が進んでいるところ。 ・ ICT技術の発展により、マイナポータル連携などを用いて、調書情報を本人に還元し、申告利便の向上等に役立てる環境が整いつつある。
<p>改正意見</p>	<p>経済社会の変化や国際的な動向も踏まえ、調書制度の対象を拡大する等の調書制度のアップデートを行うとともに、マイナポータルを活用した情報連携など、納税者の申告利便及び申告水準の向上に活用できるよう、必要となる税制上の措置を行う。</p>

<p>10</p>	<p>以前提出した納税申告書等の提出年月日等の記載が必要な申請書等の記載事項の見直し</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>(課税総括課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書(国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書)」においては、以前提出した「電帳法第8条第4項の過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出書」の提出年月日を記載しなければならない。(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項第2号) 「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書(国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書)」においては、以前提出した「電帳法第8条第4項の過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出書」の提出年月日を記載しなければならない。(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項第2号) 「国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書」においては、電磁的記録による保存等を取りやめの届出書を提出し又電磁的記録による保存等の承認の取消し通知を受けたことがある場合には「取りやめの届出書を提出した年月日又は取消し通知」の提出年月日を記載しなければならない。(【令和3年度改正前】電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第1項第5号) ※同規則第7条において準用 <p>(個人課税課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書」においては、更正の請求の特例の基となる修正申告書の提出年月日を記載しなければならない。(所得税法153条) <p>(資産課税課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」においては、以前提出した「相続税の申告書」の提出年月日を記載しなければならない。(相続税法施行規則第1条の6第1項第3号) 「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」においては、以前提出した「相続税申告書」の提出年月日を記載しなければならない。(租税特別措置法施行規則第18条の18第1項) 「外国組合員の課税所得の特例に関する届出書」においては、以前提出した「特例適用申告書等」の提出年月日を記載しなければならない。(租税特別措置法施行規則第19条の13第1項3号ロ)

10	<p>以前提出した納税申告書等の提出年月日等の記載が必要な申請書等の記載事項の見直し</p>
	<p>(法人課税課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「更正の請求書」においては、以前提出した「修正申告書」の提出年月日を記載しなければならない。(法人税法第82条、第145条、第82条の10(未施行)) ・ 「事前確定届出給与に関する変更届出書」においては、以前提出した「直前届出に係る届出書」の提出年月日を記載しなければならない。(法人税法施行規則第22条の3条3項7号) ・ 「法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書」においては、以前提出した「特例適用申告書」及び「変更申告書」の提出年月日を記載しなければならない。(租税特別措置法施行規則第22条の19の3条第1項第3号ロ) ・ 「外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書」においては、以前提出した「特例適用申告書及び変更申告書」の提出年月日を記載しなければならない。(租税特別措置法施行規則第22条の19の3条第1項第3号ロ) ・ 「e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書・e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」においては、「特例の承認を受けた又はその承認があったものとみなされた」日を記載しなければならない。(法人税法施行規則第37条第3項第3号) ・ 「特定医療法人の法人税率の特例の適用の取りやめの届出書」においては、「特定医療法人としての承認を受けた」日を記載しなければならない。(租税特別措置法施行規則第22条の15条第2項第3号) ・ 「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書」においては、以前提出した「青色申告の取りやめの届出書」の提出年月日を記載しなければならない。(法人税法施行規則第27条の16の8第1項第7号) ・ 「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書」においては、以前提出した「青色申告の取りやめの届出書」の提出年月日を記載しなければならない。(法人税法施行規則第27条の16の8第3項第6号) ・ 「外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書」においては、以前提出した「外国普通法人となった旨の届出書」若しくは「収益事業開始等届出書」又は「個人事業の開業届出書」の提出年月日を記載しなければならない。(所得税法施行令第305条第1項第3号、所得税法施行令第331条第1項第3号) <p>(消費税室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費税及び地方消費税の更正の請求書」(法人用、個人用)においては、以前提出した(更正の請求の特例の基因となる)修正申告書の提出年月日又は更正決定受理通知書の受理年月日を記載しなければならない。(消費税法56条1項、2項) ・ 「消費税課税期間特例選択(変更)届出書」においては、以前提出した(現に適用を受けている)「消費税課税期間特例選択(変更)届出書」の提出年月日を記載しなければならない。(消費税法施行規則13条1項3号・2項5号)

10	<p>以前提出した納税申告書等の提出年月日等の記載が必要な申請書等の記載事項の見直し</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費税課税期間特例選択不適用届出書」においては、以前提出した（現に適用を受けている）「消費税課税期間特例選択（変更）届出書」の提出年月日を記載しなければならない。（消費税法施行規則13条3項2号・4項3号） <p>（相互協議室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「仲裁要請書」においては、以前提出した「相互協議申立書」の提出年月日を記載しなければならない。（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第12条3項三号）
課題	<p>従来、税務関係の各種の届出・申請・請求等には、対象となる納税申告書等の提出年月日等に関する記載を求めていたところである。</p> <p>一方、国税当局においては、現在、データ処理を基軸とした事務運営を目指しており、これまで、各種の届出等へ記載を求めていた納税申告書等の提出年月日等については、国税当局でデータ上、既に管理している情報であり、届出等への納税者本人の記載によらずとも把握することが可能である。</p> <p>そのような環境変化を踏まえると、引き続き、国税当局把握済の情報を各種の届出等へ記載させるという負担を、納税者に求めるべきでなく、各種の届出等の記載項目について、見直す必要がある。</p> <p>なお、令和7年1月以降、納税者から提出される書面の納税申告書等の控えに收受日付印を押なつしないこととしている。</p> <p>したがって、特に、書面で納税申告書等を提出した納税者については、自身の控えに税務署の收受日付印が押なつされないことから、上記の各種の届出書等の記載に当たり、以前、提出した納税申告書等の提出年月日の記載が、より負担となることが予想される。</p>
改正意見	<p>申請書等のうち、以前提出した納税申告書等の提出年月日等の記載が必要なものについて、提出年月日等の記載の要否を改めて検討し、不要なものについて、国税庁の基幹システムの更改時期等も踏まえて、施行時期には配意しつつ、納税者の負担軽減の観点からも、記載欄を削除する。</p> <p>なお、通達改正の様式についても同様に簡素化を進めていく。</p>

<p>1 1</p>	<p>申請等に係る添付書面等の電子提出の利用促進</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>e-Tax で申請等を行う者は、法令の規定に基づき添付すべきこととされている「添付書面等」に記載されている事項又は記載すべき事項を以下の①～④により送信し、又は提出することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。（省令5③）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信 ② 添付書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録（PDF形式）を当該申請等と併せて送信（①ができない場合に限る。） ③ 添付書面等記載事項が記録された電磁的記録（XML形式）であって、当該添付書面等を交付すべき者から提供を受けたものを当該申請等と併せて送信する方法 ④ 添付書面等記載事項の電磁的記録を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法 <p>なお、上記②の添付書類をスキャナにより読み取る際には、色調について赤色、緑色及び青色が256階調（24ビットカラー）以上であることが要件とされている。（省令5②） また、添付書類の電子提出におけるファイル形式については、国税庁長官が定めるとされており、PDF形式に限定されている。（省令5④、国税庁告示第十四号）</p> <p>（根拠条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令 第五条2、3、4 ・ 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（平成三十年国税庁告示第十四号） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>三 省令第五条第二項の規定により申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した同項に規定する電磁的記録に記録された申請等の情報を送信する場合 PDF形式</p> <p>七 省令第五条第三項（第二号又は第四号（スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により同項に規定する添付書面等記載事項を送信し、又は提出する場合 PDF形式</p> </div> <p>（参考）eLTAXにおいては、「.xls」、「.xlsx」、「.doc」、「.txt」、「.jpg」、「.pdf」、「.csv」の拡張子のファイルを添付可能。</p>

1 1	申請等に係る添付書面等の電子提出の利用促進
課題	<p>添付書類等のイメージデータの提出においては、システム上以下の利用制限があるため、1送信当たりのデータ容量（14.0MB）を超えないよう添付書類等を小分けしてスキャナ等により読み取る必要がある。</p> <p>また、法令により定められた色調（カラー諧調）によりPDFデータを作成した場合、グレースケール（いわゆる「白黒」）によるPDFデータに比しファイルサイズが増加することから、複数回に分割して提出する必要がある。</p> <p>（利用制限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1送信当たりのデータ容量：最大 14.0MB ・1送信当たりの最大ファイル数：136 ファイル ・送信最大回数：最大 11 回（計 154.0MB、1,496 ファイル） <p>特に、多数の添付書類がある場合については、1送信当たりのデータ容量を超過する場合が多く複数回に分割して提出する作業が煩雑との意見から、イメージデータ（PDF形式）提出の利用が進まず、添付書類の書面による提出が減少しない。</p> <p>さらに、スマートフォンから添付書類等のイメージデータを提出する場合は、カメラ機能で撮影したファイル（JPG形式）をPDF形式に変換した上で、提出する必要がある。</p>
改正意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類等のスキャナ読取において、法令により定められた色調要件を緩和し、グレースケールも許容することで、電子提出の利用を促進したい。 ・ また、グレースケールを許容しても、1送信当たりのデータ容量が14.0MBを超える場合が想定されるため、添付書類等の電子提出において、1送信当たりの最大データ容量を100.0MBに拡張できるよう、所要のシステム改修を行うこととしたい。（アップロード方式） ・ 当庁が強く勧奨している「スマホ申告」利用者向けに、カメラ機能で撮影したファイル（JPG形式）についても、添付書類のファイル形式として容認したい。

1 2	生命保険料控除等の添付書類の見直し
現行制度 ※ 根拠条文を記載する。	<p>社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除の適用を受ける申告書を提出する場合、これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない（所法 120③一）。</p>
課題	<p>国税庁においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）」に掲げる、「行政内部において紙等が介在する業務プロセスやアナログな方法を強いる制度（中略）を横断的に見直ししていく」ことを踏まえ、令和8年に導入予定の次世代システムにおいて、提出された申告・申請書のほか、添付書類をすべてイメージ化することとし、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」の実現を目指すこととしているが、書面により提出された添付書類のイメージ化のためには相当の事務負担・コストが発生することが見込まれる。</p> <p>この点、e-Taxを利用した申告の場合には、各種書類の添付が省略可能であり、その利用者は年々増加している。他方で、e-Tax利用者の中でもマイナポータル連携利用者の割合は少ない状況であり、また、書面申告者も未だ一定数存在する。</p> <p>マイナポータル連携により各種控除書類を電子的に提出することで申告手続の簡素化が図られている中、マイナポータル連携の活用による利便性・優位性をPRし、より一層e-Taxを推進していく必要がある。</p>
改正意見	<p>医療費控除と同様、マイナポータル連携などにより電子的に提出可能な添付書類である社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除に係る各種控除書類について、医療費控除と同様に、保険料控除証明書等の提出又は提示に代えて明細の記載及び提出を要件とする。</p> <p>なお、各種控除書類は、医療費控除と同様、控除証明書等の保存義務（5年間）を設け、一部について事後的に確認を求めることで適正性を担保する。</p>

<p>1 3</p>	<p>法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）の CSV 形式の対象拡充</p>																		
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax に送信できるファイル形式は、「国税庁長官が定める。」とされている（国税オン化省令5）。 また、法人税申告書の一部の別表等については、「XML 形式又は CSV 形式」とされている（国税ファイ形式を定める告示1⑤ハ、2③） 																		
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、国税庁告示で定めている明細箇所が CSV 形式で提出可能となっている別表等については、大法人の電子申告義務化（平成30年度）の際に定めたものから統廃合等により減少する一方であり、施策実施後の提出件数等の利用頻度や要望等を加味した拡充の検討が行われていない。 なお、日本経済団体連合会から「令和6年度税制改正に関する提言」において、膨大な入力が必要な別表・付表については、CSV形式での取り込みを可能とする要望が挙げられている。（例：組合事業等に関する別表9(2)、外国子会社合算税制に係る別表17(3の7)付表1及び2、別表17(3の8)等） 																		
<p>改正意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax の利便性を向上させるためには、法人税申告書において膨大な入力が必要な別表・付表については、CSV形式で提出可能とすることが望ましい。 そのため、CSV形式で提出を可能とした場合に、利用効果が見込まれるものに対して、オン化省令において次の措置を行う。 <p>【措置】</p> <p>日本経済団体連合会から提言があった膨大な入力が必要な別表・付表のうち、e-Taxでの提出件数が比較的多く見込まれる次の表の明細部分をCSV形式で提出可とする。</p> <table border="1" data-bbox="341 1424 1398 1709"> <thead> <tr> <th></th> <th>別表番号</th> <th>帳票名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>別表九(二)</td> <td>組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>別表十七(三)</td> <td>添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>別表十七(三)付表一</td> <td>添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>別表十七(三)付表二</td> <td>添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>別表十七(三の二)</td> <td>特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書</td> </tr> </tbody> </table>		別表番号	帳票名称	①	別表九(二)	組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書	②	別表十七(三)	添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書	③	別表十七(三)付表一	添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書	④	別表十七(三)付表二	添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書	⑤	別表十七(三の二)	特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書
	別表番号	帳票名称																	
①	別表九(二)	組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書																	
②	別表十七(三)	添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書																	
③	別表十七(三)付表一	添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書																	
④	別表十七(三)付表二	添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書																	
⑤	別表十七(三の二)	特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書																	

<p>14</p>	<p>国税通則法上の犯則調査手続のデジタル化</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>現行の刑事訴訟法における捜査・公判手続は、書面を前提とした規定ぶりとなっているところ、国税通則法に規定する犯則調査手続（令状請求・質問調書等の作成・検察官への告発事務等）についても、刑事訴訟法に規定する捜査手続同様に、（署名押印など、書面を前提とした規定を含め）書面で行うことが義務付けられている。</p> <p>【例】国税通則法第11章「犯則事件の調査及び処分」 （調書の作成）</p> <p>152条1項 当該職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、（中略）その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。</p> <p>（検察官への引継ぎ）</p> <p>159条2項 第155条（間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面をもつて行い、第152条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。</p>
<p>課題</p>	<p>国税通則法に基づく租税犯の犯則調査は、刑事訴訟法上の捜査手続に類似する手続であり、国税、国税当局が犯則事件を告発した後は、刑事訴訟法の規定に基づいて検事捜査・公判が行われている。</p> <p>この点、刑事訴訟法上の捜査・公判手続については、令和5年6月閣議決定「デジタル重点化計画」等に基づき、必要な刑事訴訟法の改正を行った上で、令和8年度中に捜査・公判のデジタル化を目指すこととされている。</p> <p>国税当局及び検察当局による租税犯の調査・捜査・公判手続を円滑に進めていくためには、令和8年度中に実現する捜査・公判手続のデジタル化に合わせて、国税当局における犯則調査手続のデジタル化を実現する必要がある。国税通則法上の手続規定には、書面を前提としたものが多数存在するところ、令和7年度税制改正において当該部分を改正し、国税当局のシステム開発、事務運営の見直し等を行う期間を確保した上で、改正刑事訴訟法の施行後、速やかに改正国税通則法を施行する必要がある。</p> <p>また、「税務行政のDX」を推進する国税当局として、刑事手続のデジタル化は、犯則調査に残存している紙媒体特有の手続（膨大な書証の出力や割印等）の効率化を進める機会でもあり、業務効率化の観点からも推進が必要。</p>
<p>改正意見</p>	<p>刑事訴訟法の改正に合わせて、国税通則法に規定する各種調書の作成、告発関係書類の検察官への引継ぎ等の書面を前提とした犯則調査手続について、以下のようにデジタル化を可能とする改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該職員が作成する調書・告発書等のデータ化 ・裁判所・検察庁へ送付する書類等のシステム連携による発受

15	報告金融機関等による国際基準に沿った本人確認 (CRS 関係)
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	租税条約実施特例法 (以下、「実特法」という。) 10 条の 5 第 1 項では、報告金融機関等に、実特規 16 条の 2 第 1 項各号規定の報告事項の確認を求めている一方、実特規 16 条の 2 第 3 項では、報告金融機関等に、「その者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認」と範囲を限定している。
課題	<p>国際基準である CRS (共通報告基準) では、報告金融機関等に、自己宣誓書の記載内容の確認 (証拠書類等との照合など合理性の検証含む) を義務付けているが、実特法上の金融機関による届出書記載事項の確認 (実特法 10 条の 5 第 1 項) は、実特規 16 条の 2 第 3 項に基づき「その者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と合致していることを確認」となっており、実務上、犯罪収益移転防止法 4 条 (及び規則 7 条) の本人確認資料の範囲内での確認に留まる建付けとなっている。</p> <p>このため、特に、非居住者の居住地国の住所や、住所上の居住地国と税務上の居住地国が異なる場合の理由、納税者番号、特定法人 (実特法 10 の 5 条 8 項 4 号) 該当性 (実特令 6 の 9 条第 1 項 10 号の判定) など犯罪収益移転防止法及び同規則に規定のない記載事項については、金融機関は顧客に確認を求めるための法令上の根拠がないため、金融機関は実特法 10 条の 5 第 1 項に規定のある確認義務を果たせない状況にある。</p>
改正意見	実特規 16 条の 2 第 3 項に規定されている本人確認書類の範囲を、「その者から提出又は提示を受けた他の書類」から、「届出書記載事項の確認に必要な書類」に改正するなど、金融機関が国際基準に沿った本人確認義務を果たすための法令上の根拠を整備する。

16	居住者・非居住者の判定の見直し
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいうこととされ、「非居住者」とは、「居住者」以外の個人をいうこととされている（所法2①三・四）。 ・ 上記の国内に住所を有するか否かについては、 <ol style="list-style-type: none"> (1) その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること (2) その者が日本国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足りる事実があること に該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者と推定することとされている（所法3②、所令14、15）。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、日本人・外国人を問わず、国内外に住居、職業及び資産等を保有する者が増加する中、納税者、源泉徴収義務者及び国税当局において「住所」又は「居所」を有するかどうかの判断が困難な状況にある。 ・ このため、居住形態の判定にあたり、滞在日数という明確な基準を設け、納税者及び源泉徴収義務者の予測可能性を高めるとともに、法的安定性を確保する必要がある。
<p>改正意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住者・非居住者の判定において、諸外国でも日数基準により判定している例があることに倣い、日本に住所を有する期間が183日以上である場合には、居住者とする規定を設ける。

17	[Redacted]
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	[Redacted]
課題	[Redacted]
改正意見	[Redacted]

<p>18</p>	<p>措置法 40 条の非課税承認の取消しの申請制度の創設</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を記載する。</p>	<p>租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による国税庁長官の承認（以下「非課税承認」という。）については、非課税承認後に、寄附を受けた公益法人等（以下「受贈法人」という。）が非課税承認に係る財産（以下「寄附財産」という。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合など一定の事実（以下「取消事由」という。）が生じた場合に、国税庁長官が取り消すことができることとされている。</p> <p>なお、非課税承認の取消しがあった場合には、取消事由の態様に応じて、寄附者又は受贈法人に対して取戻し課税がされることになる。</p> <p>【根拠条文】租税特別措置法第 40 条第 2 項、第 3 項 租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 10 項～第 13 項、第 15 項～第 18 項</p>
<p>課題</p>	<p>非課税承認を継続するためには、受贈法人が、寄附財産を継続してその公益目的事業の用に直接供する必要があるものの、時の経過や事業環境の変化により、寄附財産を処分せざるを得ない場合がある。</p> <p>青色申告のとりやめ（所法 151）をはじめとした税制優遇措置には、自己の都合によりその取りやめを求める手続規定*が設けられているところであるが、措置法第 40 条の非課税承認制度については、このような手続規定が設けられていない。</p> <p>そのため、寄附財産を処分した受贈法人から自発的に税務署等に相談があった場合であっても、取消事由の 1 つである「寄附財産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当するものとして、国税庁長官が取消処分を行う必要がある。</p> <p>当該取消処分に当たっては、他の課税処分と同様、取消事由に該当しているかの事実認定及び証拠保全等を行う必要があるため、受贈法人等に対する現況確認調査等を実施することになるが、既に取消しと税額の納付の意向を示している受贈法人等であっても当該現況確認調査等に対し受忍義務を負うことになる。したがって、手続きの合理化を図り、受贈法人等の負担を軽減する必要がある。</p> <p>※ 青色申告のとりやめ以外の自己の都合によって税制優遇の取りやめを求める手続規定の例として、特定の医療法人の法人税率の特例（措法 67 の 2、措令 39 の 25⑥）、農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除（措法 70 の 4 ①四）など。</p>
<p>改正意見</p>	<p>寄附者及び受贈法人が、非課税承認後に自己の都合によって非課税承認の取消しを求めることができる規定を措置する。具体的には、取消事由に「非課税承認の取消しの申請があったとき」を追加する*。</p> <p>この改正が実現した場合には、非課税承認の取消しの申請したことをもって取消処分を行うことが可能となるため、証拠保全等を行うための現況確認調査等が不要となる。</p> <p>※ 公益認定法における公益法人が自ら公益認定の取消しを求める場合の規定（公益認定法 29①四）を参考とした。</p> <p>【改正対象条文】租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 10 項、第 13 項</p>

19	収益事業に係る課税の適正化
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	公益法人等については、収益事業（法人税法施行令で定める34事業）から生じた所得のみが課税の対象とされ、それ以外の所得は課税の対象から除外されている（法第23条、4、6、法令5）
課題	<p>公益法人等に対する課税は、公益法人等が法人税法施行令に限定列挙された収益事業を行った場合になされる。収益事業課税の趣旨は、営利法人と公益法人等との間のイコールフットイングであり、その趣旨からすれば、営利法人が適正な対価を取って行うような事業は、全て課税対象とするのが本来の姿であると考えられる。しかしながら、現行制度の下では、営利法人等が行う事業を公益法人等が非課税で行っており^(注1)、同一事業を行う営利法人と公益法人等との間における不公平のほか、収益事業を行う公益法人等と同種の事業で収益事業でないものを行う公益法人等との間にも不公平が生じている。</p> <p>また、昨今、公益法人等が様々なサービスを組み合わせた事業を行っているケースが多く、実務において34事業のいずれの範疇で判断すべき事業であるかの判定が困難になっている^(注2)。</p> <p>(注1) 例えば、公益法人等がスポーツ教室や語学教室、パソコンなどの技能教室を行うことで所得を得ていたとしても、技芸教授業（法令5①三十）に該当せず、課税の対象にならない。</p> <p>(注2) 例えば、認可保育園は収益事業に該当せず、単なる託児やシッターサービスは請負業であると整理しているところ、乳幼児や児童向けの英語教室、リトミック、自然学校といったものは、本来、技芸教授業に該当するかどうかで検討するものであるが、近年、保育サービスの形態が多様化しているため、請負業か技芸教授業かいずれの範疇で検討すべきかを判断することが困難になっている。</p>
改正意見	近年問題となっている事例を踏まえ、公益法人等に係る課税を適正化する。

20	減価償却資産の範囲及び償却方法の見直し
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>法人税法上、減価償却資産とは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第13条に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とされており（法令13）、減価償却資産の耐用年数等に関する省令においてその細目が規定されている（耐令別表一～六）。</p> <p>また、法人が中古資産を取得した場合、その中古資産に対する資本的支出が取得価額の50%を超えない限り、耐用年数を簡便な方法により算出することが認められている（耐令3①二）。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の市場価値（時価）はその時において第三者間で取引される場合に通常付される価額をいうところ、市場価値は時の経過により減少するとは限らず、中には投機の対象となるようなものも存在する。 [REDACTED] 租税特別措置の中には、特定の資産の取得に対して税額控除や特別償却等の措置を認めるものが多く存在する。適用対象となる資産の判定、とりわけ複数の用途及び機能がある資産の判定については、実務上疑義が生じることが多く、課税の現場においては、その使用実態等を踏まえ個別に判断しているのが実情であるが、基準がないため線引きが難しく、争訟に発展することが少なくない。
改正意見	<p>減価償却資産の償却方法について適正な償却費が算出されるよう見直す。また、租税特別措置の対象となる減価償却資産の範囲について、課税の現場で問題となっている事例を踏まえて対応策を講ずる。</p>

<p>2 1</p>	<p>非適格合併等により移転を受ける資産等の調整勘定の損金算入等の明確化について</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>法法 62 の 8 ①は、要旨、内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、<u>当該内国法人が当該非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（非適格合併等対価額）が当該移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額（当該資産（営業権にあっては、独立取引営業権に限る。）の取得価額の合計額から当該負債の額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、その超える部分の金額（当該資産の取得価額の合計額が当該負債の額の合計額に満たない場合には、その満たない部分の金額を加算した金額）は、資産調整勘定の金額とする、とされている。</u></p>
<p>課題</p>	<p>平成 30 年度税制改正で無対価の非適格合併等の資産調整勘定の計算につき明確化がなされた（法令 123 の 10⑩一・二の規定の創設）が、例えば、株主構成が等しくない法人間の非適格合併で、一定の資産評定により負債超過の被合併法人に営業権（企業会計上ののれんに該当し、独立取引営業権に該当しない。）が算定され、当該営業権を含めた移転資産と移転負債が等価のため無対価で行われた場合には、（法令 123 の 10⑩一・二のいずれにも該当しないことから）法法 62 の 8 ①により資産調整勘定について検討することとなる。</p> <p>法法 62 の 8 ①の適用要件を“非適格合併等対価額が移転資産負債の時価純資産価額を超えるとき”（上欄の下線部分）と解すると、時価純資産価額の計算方法が“控除”方式であって負の金額を認識できないため、上記の非適格合併の場面では、当該適用要件を満たさず（非適格合併等対価額＝0 円、時価純資産価額＝0 円で「超えるとき」に該当しない。）、資産調整勘定を計上できないとも考えられる。</p> <p>法法 62 の 8 ①の基本的な考え方（企業会計上ののれんとの調和）や、無対価の非適格合併等の差額負債調整勘定と資産調整勘定の計算（法法 62 の 8 ①③）は整合的であるべきと考えられることを踏まえると、上記の非適格合併の場面では、資産調整勘定の金額が生ずることが整合的であると考えられるが、文理上、そのように解することができない。</p>
<p>改正意見</p>	<p>法法 62 の 8 ①の時価純資産価額の計算方法が“控除”方式であって負の金額を認識できないことが問題の根幹であると考えられるため、計算方法を“減算”方式に改め、負の金額を認識できるようにすることも一案であると考えられる。</p> <p>※ 「時価純資産価額」の用例として、法令 113①一・③一及び法令 123 の 9 ①一・④一があり、そのいずれも“減算”方式で計算方法が定められている。</p>

○ 法人税法（抄）

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）

第六十二条の八 内国法人が非適格合併等（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割、適格現物出資に該当しない現物出資若しくは事業の譲受けのうち、政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により当該非適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人その他政令で定める法人（以下この条において「被合併法人等」という。）から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該内国法人が当該非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産（適格合併に該当しない合併にあつては、第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する新株等）の価額の合計額（当該非適格合併等において当該被合併法人等から支出を受けた第三十七条第七項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に相当する金額を含み、当該被合併法人等に対して支出をした同項に規定する寄附金の額に相当する金額を除く。第三項において「非適格合併等対価額」という。）が当該移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額（当該資産（営業権にあつては、政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の取得価額（第六十一条の十一第七項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用がある場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の取得価額。以下この項において同じ。）の合計額から当該負債の額（次項に規定する負債調整勘定の金額を含む。以下この項において同じ。）の合計額を控除した金額をいう。第三項において同じ。）を超えるときは、その超える部分の金額（当該資産の取得価額の合計額が当該負債の額の合計額に満たない場合には、その満たない部分の金額を加算した金額）のうち政令で定める部分の金額は、資産調整勘定の金額とする。

2 省 略

3 内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該非適格合併等に係る非適格合併等対価額が当該被合併法人等から移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額に満たないときは、その満たない部分の金額は、負債調整勘定の金額とする。

4 第一項の資産調整勘定の金額を有する内国法人は、各資産調整勘定の金額に係る当初計上額（非適格合併等の時に同項の規定により当該資産調整勘定の金額とするものとされた金額をいう。）を六十で除して計算した金額に当該事業年度の月数（当該事業年度が当該資産調整勘定の金額に係る非適格合併等の日の属する事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じて計算した金額（当該内国法人が自己を被合併法人とする合併（適格合併を除く。）を行う場合又は当該内国法人の残余財産が確定した場合にあつては、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度終了の時の金額）に相当する金額を、当該事業年度（当該内国法人が当該合併を行う場合又は当該内国法人の残余財産が確定した場合にあつては、当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度）において減額しなければならない。

5 前項の規定により減額すべきこととなつた資産調整勘定の金額に相当する金額は、その減額すべきこととなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6～12 省 略

○ 法人税法施行令（抄）

（適格組織再編成における株式の保有関係等）

第四条の三 省 略

2 法第二条第十二号の八イに規定する政令で定める関係は、次に掲げるいずれかの関係とする。

一 合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が法人を設立する合併（次項及び第四項において「新設合併」という。）である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人。以下この項において同じ。）との間にいずれか一方の法人による完全支配関係（当該合併が被合併法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されない合併（以下第四項までにおいて「無対価合併」という。）である場合にあつては、合併法人が被合併法人の発行済株式等（法第二条第十二号の七の五に規定する発行済株式等をいう。以下この条において同じ。）の全部を保有する関係に限る。）がある場合における当該完全支配関係（次号に掲げる関係に該当するものを除く。）

二 合併前に当該合併に係る被合併法人と合併法人との間に同一の者による完全支配関係（当該合併が無対価合併である場合にあつては、次に掲げる関係がある場合における当該完全支配関係に限る。）があり、かつ、当該合併後に当該同一の者と当該合併に係る合併法人との間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること（当該合併後に当該合併に係る合併法人を被合併法人又は完全子法人（法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併又は適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、当該合併の時から当該適格合併又は適格株式分配の直前の時まで当該完全支配関係が継続すること。）が見込まれている場合における当該合併に係る被合併法人と合併法人との間の関係

イ 合併法人が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係

ロ 被合併法人及び合併法人の株主等（当該被合併法人及び合併法人を除く。）の全てについて、その者が保有する当該被合併法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）の数（出資にあつては、金額。以下この条において同じ。）の当該被合併法人の発行済株式等（当該合併法人が保有する当該被合併法人の株式を除く。）の総数（出資にあつては、総額。以下この条において同じ。）のうちに占める割合と当該者が保有する当該合併法人の株式の数の当該合併法人の発行済株式等（当該被合併法人が保有する当該合併法人の株式を除く。）の総数のうちに占める割合とが等しい場合における当該被合併法人と合併法人との間の関係

3～26 省 略

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）

第二百二十三条の十 省 略

2 省 略

3 法第六十二条の八第一項に規定する政令で定める営業権は、営業権のうち独立した資産として取引される慣習のあるもの（第十六項第一号イ及び第二号において「独立取引営業権」という。）とする。

4 法第六十二条の八第一項に規定する政令で定める部分の金額は、同項に規定する超える部分の金額のうち、資産等超過差額（同項に規定する非適格合併等（以下この条において「非適格合併等」という。）により交付された同項の内国法人の株式その他の資産の当該非適格合併等の時における価額が当該非適格合併等により当該株式その他の資産を交付することを約した時の価額と著しい差

異を生じている場合におけるこれらの価額の差額その他の財務省令で定める金額に相当する金額をいう。次項及び第六項において同じ。)に相当する金額以外の金額とする。

5~15 省 略

16 内国法人が、非適格合併等により法第六十二条の八第一項に規定する被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該内国法人の株式(出資を含む。)その他の資産を交付しなかつたときは、当該非適格合併等に係る同項に規定する資産調整勘定の金額及び同条第三項に規定する負債調整勘定の金額の計算については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該非適格合併等が第四条の三第二項第一号(適格組織再編成における株式の保有関係等)に規定する無対価合併で同項第二号ロに掲げる関係があるもの又は同条第六項第一号イに規定する無対価分割で同項第二号イ(2)に掲げる関係若しくは分割法人が分割承継法人の発行済株式若しくは出資(当該分割承継法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を保有する関係があるものである場合において、当該非適格合併等に際して財務省令で定める資産評定が行われたとき(次号に掲げる場合を除く。)イに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額を当該非適格合併等に係る法第六十二条の八第一項に規定する資産調整勘定の金額とし、ロに掲げる金額がイに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額を当該非適格合併等に係る同条第三項に規定する負債調整勘定の金額とする。

イ 当該非適格合併等により移転を受けた事業に係る営業権(独立取引営業権を除く。)の当該資産評定による価額

ロ 当該非適格合併等により移転を受けた事業に係る将来の債務(法第六十二条の八第二項第一号に規定する退職給与債務引受け又は同項第二号に規定する負担の引受けに係るもの及び既にその履行をすべきことが確定しているものを除く。)で当該内国法人がその履行に係る負担の引受けをしたものの額として財務省令で定める金額

二 当該非適格合併等により移転を受けた資産(営業権にあつては、独立取引営業権に限る。)の法第六十二条の八第一項に規定する取得価額(当該非適格合併等に際して前号に規定する財務省令で定める資産評定を行つている場合には、同号イに掲げる金額を含む。)の合計額が当該非適格合併等により移転を受けた負債の額(同条第二項に規定する負債調整勘定の金額及び同号ロに掲げる金額を含む。)の合計額に満たない場合 当該非適格合併等に係る同条第一項に規定する資産調整勘定の金額及び同条第三項に規定する負債調整勘定の金額は、ないものとする。

17 省 略

2 2	差押財産に係る任意売却手続の整備
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	<p>① 差し押さえた財産（金銭、債権等を除く。）については、原則、公売により換価しなければならない（徴法 89①、94）</p> <p>② ただし、その差押財産について、公売に付することが公益上適当でない認められるときや、取引相場があるとき等は随意契約による売却が認められている（徴法 109①）。</p> <p>③ また、いわゆる「任意売却」については、極限定したケースのみ、運用上対応している。</p>
課題	<p>法令上、差し押さえた財産については、原則、公売により換価することとされていることから、運用上、ごく限定したケースのみ任意売却を行っているが、高価売却を一定程度保障するために公売制度を採用しているにもかかわらず、同一財産で、任意売却提示額より、公売における売却決定金額が下回る事例が散見されている。</p> <p>また、破産手続や民事執行手続においては、任意売却が法令上も許容されているにもかかわらず、国税徴収手続においては、任意売却について法令上規定がない。</p>
改正意見	<p>現行においても、ごく限定したケースにおいて、差押解除の規定の枠組み（徴法 79②二、徴基通 79 条関係 9）を使用して任意売却を行ってきているところ、現在、公売制度が担保している公正性と高価売却の条件が整った場合について、任意売却を認めることを法令上規定する。</p>

2 3	<p>配当計算書謄本発送期限の延長</p>
<p>現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。</p>	<p>差押えにより取り立てた換価代金等について配当を行う場合、その取立等の日から3日以内に配当計算書を作成し、その謄本を滞納者及び権利者に発送しなければならない（徴法 131）。</p>
<p>課題</p>	<p>現状、換価代金等を配当する場合、滞納者や債権現在額申立書を提出した滞納者の債権者等に対し、買受代金納付の日（債権であれば取立日）から3日以内に配当計算書謄本を送付することとなっているが、滞納法人の代表者死亡等により、やむを得ず3日以内に発送できない場合がある。</p> <p>取締役を欠く法人に適法に配当計算書謄本を送達するためには、法務局を通じて、一時代表取締役の選任等を裁判所に申し立てる必要があるところ、通常、その選任には数か月を要することから、やむを得ず3日以内に発送できない場合がある。</p>
<p>改正意見</p>	<p>上記のような特別な事情がある場合は、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に配当計算書謄本を発送しなくてもよいことにする。</p> <p>※ 民事執行手続では、特別な事情がある場合には、配当期日を延長することができる（民執規 59②）。</p>

25	法人税申告書別表17(4) (国外関連者に関する明細書) の記載事項の拡充 (措置規則22の10⑬改正)
現行制度 ※ 根拠条文を 記載する。	法人は、各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該事業年度の確定申告書に添付することとされている。(措法66の4⑮、措置規則22の10⑬)
課題	本件改正要望と同時に、独立企業間価格の算定手法である取引単位営業利益法の利益水準指標としてROA(営業資産営業利益率)の導入を要望しているところ、ROAの適用の妥当性を検討するためには営業資産の額を把握する必要がある。
改正意見	法人税申告書別表17(4) (措置規則22の10⑬に規定されている措法66の4⑮に規定する財務省令で定める事項) に営業資産を追加する。

